

令和6年度 第2回帯広市男女共同参画市民懇話会 会議録

■開催日時 令和6年9月27日（金）午後4時00分～午後6時00分

■開催場所 ソネビル6階会議室

■出席者 【委員】阪口会長、佐竹委員（Zoom）、菅沼委員、田沼委員、岡庭委員（Zoom）、野原委員、原田委員、吉澤委員、長縄委員（Zoom）
【事務局】毛利市民福祉部地域福祉室長、柴山市民活動課長、高田市民活動課長補佐、柚原男女共同参画係長、坂井男女共同参画係主任補

■次 第

1 開 会

2 議 事

（1）第3次おびひろ男女共同参画プラン中間見直し（原案）

（2）第3次おびひろ男女共同参画プラン令和5年度進捗状況報告

3 その他

4 閉 会

■配布資料

資料1 第3次おびひろ男女共同参画プラン中間見直し（原案）

資料2 第3次おびひろ男女共同参画プラン中間見直し（原案）概要版

資料3 第3次おびひろ男女共同参画プラン令和5年度進捗状況報告

■議事

【事務局】

只今より、令和6年度、第2回帯広市男女共同参画市民懇話会を開会いたします。
市民懇話会の開会にあたりまして室長の毛利よりご挨拶申し上げます。

—室長挨拶—

【事務局】

本日の懇話会ですが、委員13名中 会場4名、Zoom3名、計7名※のご出席をいただいています。設置要綱の規定により会議が成立していることをご報告申し上げます。

この後の議事進行は会長が議長を務めることとなっておりますので、会長をお願いいたします。

※遅れて2名出席、合計9名。

【会 長】

それでは、議事に入ります。

本日の議事（1）第3次おびひろ男女共同参画プラン中間見直し（原案）についてです。

事務局より、説明をお願いします。

【事務局】

事務局より説明いたします。

資料1の「第3次おびひろ男女共同参画プラン中間見直し（原案）」をご覧ください。

先にお配りしています冊子についてですが、資料中、赤字下線が今回の中間見直しで修正した部分になります。基本的に、時点修正を行ったものや、令和4・5年度に行った意識調査結果を反映した内容となっていますが、今回の中間見直しのポイントとなる変更点としましては、令和6年4月より施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」の市町村基本計画として位置づけ、新たに推進目標を設定したこと、多様な性に関する取り組みについてこれまでの取り組みなどを反映し、加筆したこと、令和11年度プラン最終年度の推進目標を設定したことの3点になります。また、37ページ以降の参考資料については添付しておりませんのでご承知おきください。

それでは1ページをご覧ください。1「プランの策定の趣旨」ですが、中段の部分について、意識調査結果を反映した内容に修正しています。市が実施した意識調査結果からは、固定的役割分担意識の解消に向けた意識が見られるものの、依然として社会の様々な分野における男女間の意識に格差があるなどの問題が見られます。このことから、引き続き、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指していくものとし、このプランを策定します。

2ページをご覧ください。2「男女共同参画をめぐる動き」として、国際社会・国・北海道の動きについて記載しています。国の動きについては、第5次男女共同参画基本計画に基づき記載を修正しています。新型コロナウイルス感染症をきっかけとした、働き方や意識の変容、女性に対する暴力の増加や深刻化、女性支援法の施行に伴う体制の整備などを記載しています。

3ページをご覧ください。北海道の動きについては、女性支援法とDV防止法の都道府県基本計画として一体的に策定した「北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画」について記載しています。

4ページをご覧ください。3「帯広市の男女共同参画の現状と課題」です。（1）「男女共同参画意識の改革」では、多様な性に関する取り組みについて、パートナーシップ制度の運用などを加筆しています。引き続き、性別にとらわれず誰もが、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、認識やその意義に対する理解を促進する必要があります。

5ページをご覧ください。（2）「女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援」について、これまで「暴力を許さない社会の実現」として、DVやハラスメントについての課題を記載していましたが、女性支援法の施行により、DVやセクハラを含む「困難を抱える女性」に対する相談支援としての現状と課題に修正しています。「相談窓口を知らない」や「誰にも相談していない」人が、安心して相談でき、自立して暮らすことができる社会の実現に向けた取り組みが必要です。（3）「ともに活躍できる社会の実現」では、意識調査の結果を反映した修正をしています。「男は仕事・女は家庭」と言う根強くある固定的役割分担意識の影響から意識を変革し、男女ともに仕事と家庭生活の調和が図られた社会の実現に向けて取り組む必要があります。

6ページをご覧ください。4「プランの位置付け」については、「女性支援法」の市町村基本計画と

しての位置付けを追記しています。5「プランの期間」について、第3次プランについては令和11年度までとし、変更はありません。必要に応じて見直しを行います。

7ページをご覧ください。6「プランの体系」、前回の懇話会では、基本方向までをお示ししておりました。基本目標2については、女性支援法の市町村基本計画として位置づけ、基本方向「困難や不安を抱える女性への支援体制の充実」として新たに定め、2つの基本施策で構成しています。

また、基本目標1のうち基本方向3の「性を尊重する意識醸成と制度の運用」では、多様な性に関する取り組みについて加筆し、2つから3つの基本施策へ修正しています。

8ページをご覧ください。プランの基本目標ごとに、推進目標について説明します。基本目標Ⅰの「互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革」では、市が実施した意識調査結果からも、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識が浸透しつつあるものの、「男性は仕事、女性は家庭」を優先しているという現状からも、意識の根底には「固定的性別役割分担意識」が根強く残っていることが伺えることから、引き続き推進目標は「固定的な性別役割分担意識が解消されていると思う人の割合」とし、令和5年度の実績値からのさらなる増加を目指すものです。

9ページをご覧ください。基本目標Ⅱ「女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援の提供」では、これまでの「市内高等学校におけるデートDV予防講座の実施率」に加え、女性支援法を念頭においた新たな目標「女性のための相談窓口等を知らない人の割合」を設け、ひとりで抱え込まない・安心して相談できる・誰かと繋がる、そして自立に向けて進んでいけるように、最初の一步を踏み出すための「相談窓口」を広く知ってもらう事が重要と考え、新たな推進目標を設定しています。

10ページをご覧ください。基本目標Ⅲ「男女がともに活躍できる環境づくり」では、6つの推進目標があります。推進目標自体は変わりませんが、考え方について変更点があります。

10ページ下段の「事業所の育児休業を取得した男性従業員の割合」について、これまで従業員30人以上の事業所において配偶者が出産した者のうち、育児休業を取得した男性従業員の割合を算出していましたが、国の事業の活用などで育児休業を取得傾向が広がってきていることから、他の事業所を対象とした2つの推進目標と同様に、従業員5人以上の事業所を対象として算出することとしました。

11ページをご覧ください。「市の管理職に占める女性割合」と「市の育児休業を取得した男性職員の割合」について、帯広市が策定している「帯広市特定事業主行動計画」における数値目標を準用しています。この計画は本年度末で終了し、現在、次年度以降の計画を策定中のため、今は目標値をお示しすることができません。策定が完了次第、皆さまへお知らせするとともに、プランへ記載することといたします。ただし、市の管理職に占める割合については、女性活躍推進法に基づく推進目標となっており、この推進法が時限立法で令和7年度末で終了することから、設定する最終目標値は令和7年度となる予定ですが、国において延長も含め検討されていることから、国の動向を注視しながら、その際には改めて目標値を設定していくこととします。

12・13ページをご覧ください。ここからは、基本方向と基本施策についてです。本目標Ⅰのうち、基本方向1「男女平等の視点に立った教育の推進」では、2つの基本施策があり、男女共同参画講座等を通して、家庭や地域での固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発や、学校現場における個性を尊重する男女平等観に立った教育を進めていきます。

14・15ページをご覧ください。基本方向2「男女共同参画への意識の向上」では、3つの基本施策

があり、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見の解消などについて、社会における男女共同参画の意義についての理解を、広く市民や学校教育現場などにおいて情報や学習機会の提供を行っていきます。

16・17 ページをご覧ください。基本方向3「性を尊重する意識醸成と制度の運用」では、多様な性に関する正しい理解の促進や意識醸成を図るため、基本施策を1つ増やし、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。基本施策(2)では、市が行った意識調査結果からも認知度が低かった性的指向・性自認等、多様な性に関する正しい理解の促進に向けた取り組みを強化し、多様な性や多様な生き方に対する意識醸成を図っていくほか、基本施策(3)では、様々な制度や事業の運用を通して、主に当事者の方々が安心して暮らせる環境づくりを進めていくものです。

18・19 ページをご覧ください。基本目標Ⅱでは、3つの基本方向があります。まず基本方向1の「パートナー等からの暴力の根絶」では、2つの基本施策でDV防止への理解促進や相談・支援体制を整え、被害者の立場にたった迅速・的確な支援を行っていきます。

20・21 ページをご覧ください。基本方向2では、女性へのハラスメント防止や、若年層への予防教育の必要性など理解促進を進めていきます。特に、若年層への予防教育については、試験的に中学校へ対象を拡大して実施してきましたが、SNSの利用が低年齢化していることから、「暴力をしない、させない」だけではなく、SNSを利用したリベンジポルノなどの性的嫌がらせや、暴力についての正しい理解と認識、互いの違いを尊重する関係などを、早期の段階から学ぶことの必要性が高まっていることから、今後は、成長段階に合わせた予防教育として高校及び中学校にて実施していくものとなります。

22・23 ページをご覧ください。本方向3では、女性支援法の市町村基本計画として、2つの基本施策で取り組みを進めていきます。市が実施した意識調査結果では、DVの被害にあっても誰にも相談していない現状や、様々な相談窓口を知らない人が約3割いることも判明しており、自分自信はもちろん大切な人が困難な問題を抱えたときに、一人で抱え込まないで誰かに相談する、誰かとつながるための一歩を踏み出せるよう、相談窓口の認知度を上げることが重要と考えます。

また、相談者自らの意思や希望等の支援を行政機関等に求める事ができない、または求めない女性の存在に留意し、関係機関や民間団体との連携を深め、協働で支援を進めていきます。

24・25 ページをご覧ください。基本目標Ⅲでは、5つの基本方向があります。基本方向1「政策・方針決定過程における女性の参画促進」では、審議会や企業等のあらゆる方針決定過程の場への女性の参画を促進するため、学習機会の提供による人材育成や、参画に向けた理解の促進などに取り組んでいきます。

26・27 ページをご覧ください。基本方向2「男女がともに働くための環境整備」では、仕事と育児や介護等との両立が可能となる環境づくりのため、ワークライフバランスの普及・浸透や多様な就業形態に対応した制度の導入促進、家庭生活における意識啓発などに取り組んでいきます。

28・29 ページをご覧ください。基本方向3「就労における男女平等の促進」では、市の意識調査結果から、男性中心の働き方を前提とする労働慣行が依然として残っている現状から、働き方や暮らし方の意識の变革や、男女がともに意欲を持って職業生活を続けられるよう、法律や制度に関する情報の周知や啓発を進めます。

30～32 ページをご覧ください。基本方向4「就業機会の確保」では、結婚や出産をきっかけに離職

し、育児が一段落した後、ふたたび働きだすという「M字カーブ問題」が解決できていないことから、働きたい女性が、仕事と育児・介護などの二者択一を迫られることなく働き続けられることが必要です。就業支援体制や、自立のための就業機会の確保、女性の再チャレンジ支援などに取り組みます。

33・34 ページをご覧ください。基本方向5「地域社会等における男女共同参画の促進」では、地域社会等で男女がともに多様な年齢層の参画を進めるための情報提供や環境づくり、防災分野における男女共同参画の視点を取り入れた支援体制などに取り組みます。

35 ページをご覧ください。プランの推進体制については、市民・団体・企業などと連携して推進していくほか、進捗管理においては、市民・事業所意識調査の実施や、目標値を設定して進捗状況を把握するなどして、施策に反映していきます。

第3次おびひろ男女共同参画プラン中間見直し（原案）についての説明は以上です。

【会 長】

まずは全体的なことについて皆様からご意見を伺ったうえで、それから細かなところの話に移っていくようなかたちで進めたいと思います。

【委 員】

35 ページの進捗管理の部分ですが、意識調査を実施するというところで、前回の懇話会で、令和5年度の意識調査の結果について資料いただいたと思いますが、その会議の中で、分母が少ないのではないかという話があったと思います。意識調査の方法ですが、今まで紙ベースで対象者の方に郵送とかかれて回答を依頼していたのではないかと理解しているんですけども、Google フォームですとか、スマホなどで回答できるようなかたちで意識調査を実施することは可能なんではないでしょうか。

【事務局】

年齢層がかなり幅広いため、全てオンラインで実施するわけにはいかないと思っていて、HARP も使用して実施することを検討しています。紙で回答しても良いし、オンラインで回答しても良いと、2通りから選択できるように、意識調査の方は5年後にはなりますが、実施していこうと考えています。

【委 員】

22、23 ページは、新しい取り組みだと思いますが、ここに書かれている基本方向3の基本施策を今後どういう風に帯広市として実施していくのかが、きっと大きな課題になっていくのかなと思って読んでいました。要するに、基本方向3については、まずは制度の周知、市民の人たちにこういう体制を帯広市は取っていますよというのが伝わるというのが、一番の目標になっているのかなと思いましたが、何か今後具体的に考えていることがあれば教えていただくとありがたいです。特にまだ決まっていなければ、こういう方向で具体的な取り組みを考えていることがあれば教えていただければと思います。

【事務局】

基本方向3の目標値を、9 ページに記載しています。相談窓口を知らない人が多いということで、

市でなくても北海道、国など相談窓口がありますので、どこかには繋がってほしいという思いで、相談窓口を知らない人の割合である 30.1%を減らしていこうということから、目標値を設定しています。相談件数が減ればいいのか、増えればいいのかということもあり、色々議論しまして、一旦は、相談窓口をまずは周知していこうと。制度や相談窓口を市民の皆さんに知ってもらうことがまずは大事だろうということでこの数字を使わせてもらっています。

具体的な取り組みを何か考えているのかというところですが、今のところ具体的な取り組みまでは考えていません。これまでは DV 相談を女性相談支援員が受ける際に、DV 以外の色々な困難な女性の相談も受けてきていますので、正直やっていることは今までもやってきているというところはあるので、今後は相談体制をもっと確立させて、色々な相談を丁寧に対応していくことで、今のところは考えています。

【委員】

3点ほどあります。

まずは、以前「セクシュアルマイノリティ」という言葉を使わないようにとおっしゃっていて、16 ページで「セクシュアルマイノリティ」が抜けたなと思い、話し合いの結果を生かしていただけたんだなと思った次第です。

20 ページ、基本方向 2 の【現状と課題】に「性暴力」とありますが、今は「デジタル性暴力」が非常に多く、例えば「性暴力（デジタルを含む）」というようなニュアンスで入れていただけるといいのかなと、令和 11 年までプランが活かされるので、少しでも新しいものを入れておくと、時代に沿ったものになるのかなと思いました。

もう 1 点は、どうしても法律の文言に基づくものだと思うので、これは情報共有になりますが、「パートナー等“からの”暴力」とどうしても書いてしまうと思いますが、そうすると被害者支援を中心に考えられてしまうんですが、最近女性支援とか DV 防止等の団体では、加害者更正プログラムを両輪でやっていかなければいけないだろうと動き出しています。やはり一人の加害者が複数の被害者を生み出すという観点から私たちは活動しているのもあって、なかなか法律の文言にある以上変えられないかもしれないんですけども、情報共有として「パートナー等“への”」っていう、加害者が暴力を振るうから被害者が出てくるわけであって、そういうところの観点を共通認識として持っていくのが大事なことなんじゃないかなと考えています。

あとは、21 ページのところ、例えば今「デジタル性暴力」という言葉がこの基本施策（2）に入れていただけるといいなと思いました。色々な横文字が出てきていて、例えば写真を使って金品を要求するセクストーションとか、色々な言葉があるので、全部が全部を入れられないにしろ、例えば用語のところでは付け加えることができたらいいいのかなと。その中で例えば、ホームページ上に掲載し、今の時代に伴う用語をまとめるのも一つ方法なのかなと思いました。

【委員】

私は今年度から懇話会に参加させていただいていますので、これまでの経緯に関して不勉強ではあるので、今すぐに全体的な視点から申し上げることは少し難しいと感じていますが、他の委員の方々が言っていた意見につきましては、私も全面的に賛成するところが多いなと思っております。アンケート

ートの取り方につきましては、やはりもう少し対象者を広げるなど、幅広い世代、それから対象者の声を擡り上げることが必要かなと思いました。

それから先ほどのご意見非常に重要だなと、法学の授業等をしている者からしても思っております。特に被害者支援は当然にやるべきですけれども、被害を受けている人が声を上げないと、あるいは被害が明らかにならないと対策ができないということでは、根本的な問題にはつながらないだろうなという視点から、文言を含めての検討はした方がいいのかなと感じました。

若年層への予防教育の推進は、特にやっていただきたいなど、教育に携わっている者として考えていて、やはり大学内でも男女交際を巡って問題が起きるんですね。時に学生を懲戒処分しなければいけないのではないかという重大な事案に発展することもあり得ますが、どうしても大学というのは基本的に授業というのは研究内容を教えて学んで単位を修得していく場所であるので、プライベートな生活について授業で教えるということを単位の認定要件にすることに関しては、否定的な先生も多くて、なかなか大学の正規のプログラムの中でこういった若年層への教育、性に関する教育を、正規のプログラムに位置付けるのが学則上非常に面倒くさいところがありまして、大学としてもやった方がいいだろうなと思いつつも、大々的にできてないところがございます。その点もう少し早い段階、小中高においてやっていくということも非常に重要なのではないかなと思います。

【委員】

30 ページの就業機会の確保、女性の「M 字カーブ問題」のところ、改めて日本と各国と比較するグラフを見ると、やはりスウェーデンは下がりが無い（逆 U 字型、一定の年齢層で労働力率が下がる事象がない）。ではそこを目指すのであれば、そこがどうしてそうなっているのかというところを追求していく必要があるのかなと思いました。31 ページの女性が職業を持つことに対して、平成 25 年、平成 30 年、令和 5 年と上がっているんですが、国の調査を見ると、「女性が子供ができてもしっかりと職業を続ける」という質問に対し、女性は 63.7%、男性は 58.0%というところで、帯広は違いがあるのかなのかというところも探りつつ、地域的なところも関係するのかなと思いつつも、地域格差とか仕事有無など、地域の特性も見ていく必要があるのかなと思って見ていました。

【委員】

私も 22、23 ページ少し気になりました。

これは「DV 被害にあった方」の 30%が相談窓口があることを知らなかったということですか？

【事務局】

DV 被害者を対象にということではなく、調査に回答した人たちの中で 30%が相談窓口を知らないということです。

【委員】

DV 被害を受けた人が相談窓口を知っていたのか、知らなかったのかというところ。DV 被害を受けた人が知らなかった場合、もう一度被害を受けたときに知っていれば相談するのかしないのか、というところがポイントのような気がしました。知っているのに相談しなかったのであれば、理由があ

ったんじゃないかと思うんですよね。そういう人は知っていても相談しないんですよね。そうすると相談しなかった要因を解消しなきゃいけない、何か別の相談窓口以外の支援が必要になるでしょうし、その辺の実態を把握するのが難しいかもしれませんが、アンケートの中でもう一步踏み込んで、知らなかった人は、知ってた場合に相談したのかしなかったのか、そこまで把握できればもう少し現実性があるのかなと、その後につながるものになるのではないかなと思いました。

【委員】

学校現場にいる者なので、先ほどよりたくさん声を聞いて、皆さん感じてらっしゃると思いますし、プランの中でも教育に関するところがたくさん書いてあって、何ページにも及んでいるので、收拾つけられないくらい、何ができるかなということを、小中のまとまっている校長会では考えていました。みんなで男女共同参画の意識を持って授業を行う、またはそれに特化した授業を行うというのは、教育課程にはないんです。家庭科ですとか、道徳ですとか、色んな教科において授業を先生方が作っているかたちになるので、その先生方がどういう教材を使用するかは任されているものですから、「男女共同参画」というような授業は私も見たことがないです。ただ、必要性がこうやって謳われているわけですから、何かの形で出前授業でもする必要があるのではないかと考えています。男女という風に区別される、または LGBTQ といった多様な性について大きく取り上げられていると思いますから、中学校では LGBTQ の多様性をもつ、思春期における色んな悩みを抱えながら登校している子たちが、トイレの使い方だとか、更衣室の使い方など色んなことを相談するんです。それで言えば小学校からそういった教育が必要になるかと思います。一つ、小中で行っている「おびひろ市民学」という授業があるんです。それは必ず受けなければいけない授業なんですけど、選択制なんです。必ず小学校 1 年生から中学校 3 年生までに何か選択して授業を受けなければならないんです。その中に「男女共同参画」があれば、必ず義務教育の中で学ぶことができる、そういうことがあると、教育の中の一つに入れることができるんじゃないかなと思いました。これは教育委員会で動き出しが必要になってくるかなと思いますが、防災教育もありますから、危機対策課と連携しながらやっていますので、ぜひ市役所の中で教育委員会と一緒に考えてもらえたらと思います。

【委員】

市の男女共同参画推進員として市民の協働のパートナーとなるよう、帯広市と一緒に男女共同参画を広めるための活動をしています。皆さんの手元にカスタネットの 48 号が準備されていると思いますが、「DV ってどういうこと？」という特集でした。私たち推進員は 7 月夏休み入る前に南町中学校で行ったデート DV 予防講座に伺いました。NPO ピーチハウスの講師の方が来てくださって、3 年生の生徒の前で DV というのはどういうことなのかを説明したり、先生同士がロールモデルになって、女の子と男の子の付き合う課程の態度だとか言葉、気持ちの掛け合いだとか、そういうのを男の先生と女の先生が正面でやってくださいました。わかりやすい形で普段会話している言葉そのものを使って演技してくださった場面があったんです。自分たちが何気なく使っている言葉の中にも、本当にそれは対等な思いで相手に投げかけたのか？と考えさせられるような会話の場面がいくつもあって、本当に大事だなと思うことと、それに対して中学校 3 年生が固唾をのんで、集中して、講師の方たちの提示している具体的な場面を見ていたのがすごく印象的でした。また一つ行政と離れたところ

で NPO の方たちが、DV は力と支配の関係のことを考えるんだよ、などと語りかけていて、それを中学校 3 年生も集中して聞いていました。皆さんの会話の中にもありましたが、もっと早い時期に投げかける、一緒に考えるということが大切だなと思いました。プランが令和 11 年度までなので、中学校 3 年生はプランが終わるころには二十歳ぐらいになっているかなと思いながら、そういう子どもたちが社会に出ていくときに証明して、もちろん悩みを相談する学校があるというベースも大事だけれども、それ以前に子どもたちが具体的に考えることができ一緒に悩むそういう場面もたくさん用意することが大切だなと思いました。

【会 長】

ありがとうございます。全体的なところ、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

様々なご意見ありがとうございます。「デジタル性暴力」「リベンジポルノ」「セクストーション」という話もいただきましたけれども、SNS や Web 上でのそういった話は最近多く出ていますし、今の時代ならではの話だと思いますので、その記載はこれから検討していきたいと思います。ありがとうございます。あと、若年向けの教育を小中学校から始めるという話。昨年、パートナーシップ制度を始めたきっかけということもありまして、LGBT 関係の講座を 3 種類実施しています。市町村職員向け、保護者向け、教員向けということで、当事者の方を講師に招いて実施しました。保護者向けでは、実際に小学校の娘がトランスジェンダーなんだとかですね、そういった方も結構いらっしゃって熱心に話を聞いていただきました。そういった活動をこれからもやっていきたいと思っていますし、中学校と連携してデート DV 予防講座というのを出前講座ということでやらせていただいています。ただ、市教委との調整が非常に難しく、全部の学校でやるというのはなかなか難しいですけど、今「おびひろ市民学」というご提案もいただきましたので、その辺は教育委員会と調整させていただいて、そういった活動をもっと若いうちから学んでいただけるような取り組みをしていきたいと思っています。

【会 長】

細かな言い回しなど、そういうところまで話していくのか、それともその辺については直接事務局に申し上げるのか、どうでしょうか。

【事務局】

本日みなさんにいただいたご意見を、原案に反映させながら、最終的には 11 月に厚生委員会のほうに報告させていただきます。その後、パブリックコメントで広く市民の意見を求めていくことになりますので、もし言い回しやこういう風に変えた方がいいんじゃないかなということなどありましたら、本日いただいたほうが反映の方早めに進めさせていただきますので、ご意見等ありましたらぜひお願いします。

【会 長】

まずそれでは第1章、1～7ページまででご意見ある方いらっしゃいますか。

1ページ目、中段部分、「男性が育児休業を取得することに対する意識」となっていますが、それと並列に挙げているのが「女性が家事や育児等に多くの時間を費やしている現状」「DV」「セクシュアル・ハラスメント」というネガティブな事項であることからすると、「男性が育児休業を取得することに対する意識」が何なのかというところ、「低さ」とか「格差」などの説明があったほうが良いと思います。

2ページ目の“「ジェンダー平等を実現しよう」の目標が定められ”となっていますが、“「ジェンダー平等を実現しよう」との目標”が良いのかなと思います。(2)国の動きのところ、「固定的性別役割分担意識」と出てきますが、他のページでは「固定的な性別による役割分担意識」や「固定的な性別役割分担意識」と様々なので、用語を統一した方が良いと思います。

3ページ目、「外出自粛や休業等による生活不安やストレスから、～」となっていますが、「外出自粛や休業等による生活不安やストレスからくる～」の方が良いと思います。

5ページ目、「近年、～」ですので文末は「～されてきました」ではなく、「～されています」となるのではないかなと思います。あと、「審議会等への女性の参画率が下回る状況が続いていますが、「男性の育児休業取得率は増加しており、」としながら、「また、～固定的な性別による役割分担意識が根底にあることが伺えます。」と、3つのトピックの繋がりがおかしい、並列的にこの並びでいいのかなと、少し読みにくいです。

6ページ目、あえてなんだと思いますが、法律名を2ページ等で「以下、～法という。」としているため、ここであえて正式名称を使う必要があるのかの再確認をお願いします。

続いて、8ページの第2章、基本目標Ⅰの目標値などについてご意見ある方いらっしゃいますか？
—意見なし—

続いて、9ページの基本目標Ⅱについてはいかがでしょうか。

【委員】

具体的な数値が出ているところと、「増加」「減少」としているところの理由はあるのでしょうか。目標値としている以上は、あまり「増加」「減少」では意味合いがないのではと、どちらかにするのがそれは既定路線としてあるだろうと思わざるを得ないのですが、どうでしょうか。

【事務局】

全くおっしゃる通りだと思います。なかなか数値の目標を持つというのが、その根拠はどこにあるのか当然それは言われますので、次回までの宿題ということで、もう少し言及進めてなるべく数値化してわかりやすくこれぐらいの目標と数字を出せる様にしたいと思いますので、この辺は検討を進めたいと思います。ありがとうございます。

【委員】

補足なんですけど、できれば統一したほうが良いのかなと思います。あまり「増加」「減少」という項目を多くすると目標値を定めること自体の意義が薄れていくような気がしたので、やむを得ず数値化できないところに関しては、その理由を内部で共有できればいいのではないかなと思ったくらいな感

じです。

【会 長】

ほかはありますか。

【委 員】

10 ページの、「事業所の管理職に占める女性割合」が平成 30 年は 17.5%に対して、令和 5 年が 15.4%になっているんですが、ではこれの何で下がったかという根拠とか色んな背景が見えないと、ただ「増加」といってもなかなか数字にできないと思います。その辺の分析はあるんですか？

【事務局】

毎年、事業所雇用実態調査というもので、当課で行っている調査ではないのですが、そちらの方から数字をもらって、目標値にしているんですけども、回答に毎年差があるということは担当からお聞きしています。そもそも減ったのかというところ、回答がきちんと取れているのかというところ、なかなか難しい調査だなと感じています。

【会 長】

9 ページのところ、ほかにございますか？

2つ推進目標として挙がっていますが、今回新設された女性支援の話でいくと、23 ページのところ
に基本施策が2つあって、相談体制の充実については相談窓口を知らない人の割合を減らしていこう
というところで推進目標を設定していると思います。基本施策（2）のところ、支援体制の確立、具
体的に何をするとというところで、あまりはっきりしていないと先ほど事務局から説明がありましたが、
そうすると施策（2）のなにかしらの目標値の設定はできないのかというのは考えていただきたいな
と思います。支援体制を確立すると言いながらも、窓口案内して終わりますでは少し寂しいかなと思
いました。支援した件数がこれぐらい増えましたというような、件数を取るの難しいかもしれませ
んが、施策（2）の目標の設定を考えていただければなと思った次第です。

【委 員】

新しいことを始めるのはなかなか難しいなと感じました。これから私たちも勉強かなという風に思
っていますが、適宜内容で思うところやこうなんじゃないかなというところがあれば、事務局のほう
にご相談させていただければなと思っております。

【会 長】

10、11 ページのところ、ご意見等がありますか？

11 ページの帯広市特定事業主行動計画のところ、これは最終的には数値目標が入るのでしょうか、
それとも準用ということになるのでしょうか。

【事務局】

今年度中に策定するという事を聞いておまして、私たちのプランの策定は令和7年2月になると思いますが、計画も同じような進め方をしていくことになると思いますので、2月の時点でここに数字が入るかどうかは今のところお答えできません。ただ、3月の末までには必ず数値目標は策定されますので、その時点でお知らせをしつつ、プランの方も直したものをアップしていくような形になると思います。

【会 長】

プランの策定は4月付ということですか？

【事務局】

2月です。

【会 長】

わかりました。

それでは12～15ページ何かございますか。

—意見なし—

それでは16、17ページ何かございますか。

基本方向3は「意識醸成」となっていますが、基本施策（2）は「意識の醸成」となっていて、他の部分は「～の」となっているのが多いので、全体的な統一感がないと思いました。

次に18～21ページいかがでしょうか。

【委 員】

少し戻ってしまうんですが、16ページのリプロダクティブ・ヘルス/ライツのところ、「女性や“そのカップル”が～」となっているんですが、女性同士のカップルに一瞬見えてしまうのですが、そういうわけではないですか？日本においては男性同士のカップルが子供を持つことについての、事実上持っている方はおられますけれど、法的にはどうかという難しい問題もあると思うんですけど、“カップル”を入れる必要はあるんですか？もしくは「女性やカップル」として、“その“がいないのかな”と思いました。

18ページのところ、最初にご指摘があったように、「パートナー等“から”の」を「パートナー等“へ”の」に変えた方がしっくりくるのかなと思った次第です。

【会 長】

18ページのグラフは、3色にしている理由はありますか？

【事務局】

見づらかったですね。黄色の平成27年は過去データで一番多かった年で、緑色の令和2年～令和4年はコロナの影響があった年ということで、色分けをしてみました。同じ色にした方がいいでしょうか。

【委員】

そこを強調したいのであれば、説明書きがないとわからないですね。

【事務局】

同じ色にする方向でいきます。

【会長】

21 ページの「デート DV“において”暴力をしない～」となっていますが、暴力はデート DV だと思えますので言い回しを変えた方が良いでしょう。

【委員】

「パートナー関係において」とか、「親密な関係において」とかの方が良いでしょう。「デート DV において」は私も不思議な感覚がありました。

【会長】

18 ページの現状と課題のところ、コロナ禍で暴力の増加や深刻化が懸念されていた、という表現だけでいくと、コロナ禍も終わったしまあいいんじゃないかといった過去の話のように受け取ってしまう。コロナ禍だったからという話よりは、社会が不安定になると女性への暴力の増加、深刻化になるという構造がある、それがコロナによって顕在化した、現れたのであって、コロナだろうと、他に何か災害があったりするとまたそういうようなことが出てくるのではないかと思います。統計上はまさにそういう話なんですけども、コロナ禍特有の話をして終わらせるような表現ではなく、少し変えていただければなと思いました。

【委員】

そうすると先ほどのグラフの黄色部分で、平成 27 年は何のストレスで件数が多かったのかという分析、そしてなんで下がってコロナ禍でまた上がったのかという分析をしないと、コロナ禍だから上がった下がったということではない、では平成 28、29 年はどうして下がったのか分析も必要なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【会長】

難しい部分はあるかと思いますが、そのあたりお願いということで聞いていただければと思います。

22、23 ページですが、まず、4 段落目の「31.0%が特にないと回答、」と体言止めになっていますので、“回答し”とか“回答しており”とした方が良いでしょう。

皆様からは何かございますか。

—意見なし—

24～27 ページまで何かありますでしょうか。

26 ページのところ、意識調査で必要な支援について、全体は「施策」が 1 位、女性も「施策」が 1

位、男性は「環境」が1位という中で、その後の説明で「環境」を整備することが必要と言っている。これでは意識調査の回答結果をきちんと踏まえていない感じになってしまうので、「施策」の整備をしないと行かないといけないのではないかと思います。

28～32 ページまで何かありますでしょうか。

—意見なし—

33～35 ページまで何かありますでしょうか。

—意見なし—

あと、全体通して言い忘れたことなどあればお願いします。

【委員】

19 ページの DV の被害を受けた人の中で、相談しなかった人が平成 30 年では 26.9%、令和 5 年では 40.9%ということで、被害を受けた人の 40%は相談しなかったという数字になっていると思うんですが、アンケートからはそれしか読み取れないのか、令和 5 年の調査でなぜ相談しなかったのか、できなかったのかというところが読み取れるのであれば、それをくみ取れるような何かアクションというか、そこに持っていけるのか持っていけないのかわからないですけど、少し考えていただきたいなと思いました。

【事務局】

今回のアンケートではそういった部分が少し足りないかなと思っておりますので、5 年後にはなってしまうんですけども、そこに繋げていくような形でアンケートを行っていきたいと思います。

【会長】

以上で、(1)「第3次おびひろ男女共同参画プラン中間見直し（原案）について」の協議を終了します。

続いて、議事(2)「第3次おびひろ男女共同参画プラン令和5年度進捗状況報告」について、事務局より説明願います。

【事務局】

事務局より説明いたします。

資料3の「第3次おびひろ男女共同参画プラン令和5年度進捗状況報告」、3ページをご覧ください。基本目標の進捗評価の見方についてご説明いたします。1 推進目標の進捗状況については、推進目標の実績値の把握や分析など、実績に対する考え方を記載しています。2 基本施策の進捗状況につきましては、12 ページ以降になりますが、基本施策のそれぞれの進捗状況を、過去の実績と比べて「A 順調に進捗している」、「B 概ね順調に進捗している」、「C さらなる進捗が必要になっている」の3段階で進捗状況を表しています。3 進捗に対する評価では、総合的な視点から各基本目標の進捗状況の評価を記載しています

4 ページをご覧ください。12 ページ以降の基本施策の進捗状況になりますが、具体的な取り組み内容や実績に対する考え方と施策の進捗状況を三段階評価で記載しています。

5 ページをご覧ください。基本目標1 「互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革」についてです。1 推進目標に対する実績値ですが、令和5年度実施の市民意識調査結果では、65.5%と基準値を上回る結果となりましたが、解消に向けた意識が浸透しつつあるのが見られるものの、依然として男性は「仕事」女性は「家庭生活」を優先している現状なども見られ、引き続き意識改革に向けた取り組みが必要です。2 基本施策の進捗状況は、「多様な性への理解促進」がA評価となったほか、他の施策については「概ね順調に進捗している」結果となりました。これらを踏まえた「進捗に対する評価」になりますが、6 ページをご覧ください。市の意識調査結果から、固定的性別役割分担意識は根強く残っていることがわかります。男女平等の視点に立った教育の推進や、男女共同参画への意識向上や、男女平等の視点に立った教育の推進など、男女共同参画講座やパネル展などを通して意識啓発に取り組みました。また、性を尊重する認識の浸透では、市民や教職員、十勝管内自治体職員向けなど、正しい知識の学びとして講座を実施したほか、多様な性への理解を深める取り組みを行う事業所へ「LGBTQ+ステッカー」を配布するなどして、多様な性の理解促進に努めました。こうした現状を踏まえ、基本目標に向け「概ね順調に進捗している」と評価しています。

7 ページをご覧ください。基本目標2 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶について。1 推進目標に対する実績値は、令和5年度33.3%となり、基準値は下回っていますが前年から増加しました。高校での集合形式での実施時間の確保が難しくなっていることが影響しているほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うカリキュラムの変更等が影響しており、今後の実施率の伸び悩みが懸念されます。基本施策の進捗状況は、デートDV予防講座の実施率が目標を達成できていないため、1つの施策でCとなりましたが、その他については「概ね順調に進捗している」結果となりました。これらを踏まえた評価になります。8 ページをご覧ください。進捗に対する評価ですが、あらゆる暴力の根絶では、DV予防と根絶に向けた意識啓発のための男女共同参画講座やパネル展の実施、啓発資料の配布等に取り組みました。また、「デートDV予防講座」を中学校へ試験的に拡大して実施したほか、「デートDV～対等な関係をつくるために～」を作成し、DVを未然に防ぐことの重要性について周知しました。こうした現状を踏まえ、「進捗に対する評価」は「概ね順調に進捗している」と評価しておりますが、デートDV予防講座の開催方法の検討に合わせて、予防教育の重要性について周知していく必要があります。

9 ページをご覧ください。基本目標3 男女がともに活躍できる環境づくり。5つの推進目標がありますが、①「事業所の管理職に占める女性の割合」は、令和5年度15.4%と基準値及び前年値よりも減少しました。女性の働き方は、結婚や子どもの状況などのライフステージに応じて変化しますが、多様な選択肢の中から自らが選択できる職場作りが必要と考えられます。②「育児休業制度を導入している事業所の割合」は、令和5年度68.9%と、順調に増加しています。事業所の意識調査結果からも、経営規模が小さく、取得対象者がいないなどの理由から10人未満の事業所は導入が遅れています。

10 ページをご覧ください。③「事業所の育児休業を取得した男性従業員の割合」は、令和5年度22.2%で前年を上回りました。市が実施した事業所意識調査結果では、男性の育児休業取得が進まない理由として「固定的性別役割分担意識がある」との回答も見られ、男女ともに仕事と育児を両立できる職場づくりが必要です。④「審議会等への女性の参画率」は、令和5年度33.9%と基準値を上回っていますが、前年を下回りました。女性会員が少ない団体からの充て職や専門知識を必要とするこ

とによる人材の確保の難しさなどが要因となり、目標値には達していない状況です。審議会等を所管する関係課へ任命状況等のヒアリングを実施し、幅広く女性登用を進めるための具体的な対応について、協議を継続していく必要があります。⑤「市の管理職に占める女性割合」は、令和5年度14.8%と前年より微増加しました。特定事業主行動計画に基づき、人材確保やキャリア形成に対する意識の把握などに努め、性別にとらわれない職員配置や管理職への登用を進めていく必要があります。⑥「市の育児休業を取得した男性職員の割合」は、令和5年度60.0%と目標値を上回りました。育児休業を取得しやすい職場環境づくりなどにより、年々取得者が増加しています。

11 ページをご覧ください。基本施策の進捗状況は、概ね順調に進捗していますが、13 施策のうち1つの施策でさらなる進捗が必要のCとなりました。「進捗に対する評価」では、男女がともに働くための環境整備として、仕事と生活の両立に対する意識啓発に取り組んだほか、女性の挑戦を後押しする機会の提供を行いました。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や備蓄など、女性の避難生活の質の向上に取り組みました。こうした現状を踏まえ「概ね順調に進捗している」と評価していますが、審議会等への女性の参画率が伸び悩んでいることから、各審議会等の実情を踏まえ、幅広い女性登用について関係課と協議を継続していく必要があります。

12 ページ以降は、各基本施策について具体的な取り組み結果などを記載しておりますので、後ほどご確認くださいと思います。

事務局からの説明は以上です。

【会 長】

ありがとうございます。

確認ですが、この報告書は確定版で正式に出たものということでしょうか？

【事務局】

はい、そうです。報告書になります。

【会 長】

わかりました。ちなみに、評価のABCはどういった考え方、評価方法なのでしょうか。

【事務局】

評価の基準ということで、我々としては、ABCの三段階で評価していますが、Bは概ね例年並みかなというものの、Cは例年と比較して右肩上がりになってないとか、極端に数値が落ちているもの、今回は2つですね、審議会が右肩上がりになっていないのとデートDV予防講座もコロナ等もありまして相当数値が落ちましたのでCとしています。Aですが、自己満足でAをつけるということはありませんようにして、やはり例年と比べて何か特別な取り組みを行ったことによって非常に進捗が進んだというものの、今回は多様な性について、講習会や講座を取り組んだのと、民間企業向けにLGBTQ+ステッカーを配って店舗に貼ってもらうなど、そういったところの新たな取り組みを行いました。そういったことから評価をAとしています。

【会 長】

評価について何かありますでしょうか。

【委 員】

10 ページの「市の育児休業を取得した男性職員の割合」のところ、ずっと上がってきていますよね。令和5年度は60%ですね。これは、今までに取得した人が積みあがって60%なんですか、それとも今年取るべき対象者の中で60%ということなのか、そして令和6年度はこんなに上がってきているのにも関わらず、13%以上という目標値を設定している理由について説明をお願いします。

【事務局】

まず、パーセンテージの考え方ですが、その年度ごとに取れるべき人が取った割合になりますので、積みあがっているという割合ではございません。目標値の13%以上というのは、当初のプランが策定された令和2年の2月に設定したパーセンテージが13%ということになります。今では多くの方が育児休業を取るという方向で、かなり職場内で調整がされていると聞いておりますけれども、これは今後中間見直しの後、また新たな特定事業主行動計画に基づきまして新たに数値を設定することになりますので、もっと上の方の数字を目指していくことになると思います。

【会 長】

その他いかがでしょうか。審議会はおそらく第2次プランからC評価。なかなか難しいですね。

【事務局】

なかなか右肩上がりにならないなというのは、この4年間の数字を見ていただければわかると思いますが、やはり担当課とずっとこれまで協議を行っているんですけども、充て職で委員選出されたり、専門的知識を必要とする人材の確保が難しいんです、というような話は毎年聞きます。ただ、女性登用率が上がらない審議会もあります、ヒアリングをしていく中で充て職をするにしても、別の新たな団体さんへお声掛けをして、新たに女性の委員さんが就任しているという審議会も実際にございます。ですのでここは、しつこいぐらいに担当課とヒアリングを行いながら、どういった関係団体への委員の依頼ですとか、頼めるような状況なのかですとか、実際はかなり難しいとお聞きしている審議会もあります、男性女性関係なく委員自体を選出するのが難しくなっていると聞いておりますけれども、広く男女の意見を均等に聞ける場を設けることはとても大事だと思っておりますので、関係課、そして団体の方にも女性の委員の選出依頼をしていくことを検討しているところでございます。

【会 長】

懇話会の立場で言わせていただければ、個々の審議会、推薦の問題だけでは解決が難しいところではあると思うんですが、クォータ制のように委員のうち一定数を女性として枠を設けるというようなことを考えるような時期にきているのかなと思いました。担当課というよりは市長レベルのトップダウンでそういうこともお考えいただければと思います。

以上で、(2)「第3次おびひろ男女共同参画プラン令和5年度進捗状況報告」の協議を終了します。
全体を通してご質問・ご意見を伺います。
その他、事務局から何かありましたらお願いします。

【事務局】

先ほど少し触れさせていただきましたが、今後のスケジュールについて説明させてください。このあと11月の厚生委員会で原案の方をご説明させていただいた後、11月末～12月までの1か月でパブリックコメントを実施していきます。その後、また皆さんに最終的な素案について、懇話会で協議していただく場がもう一度あります。それを1月20日に予定をしております。改めて案内をお送りさせていただきます。その後、2月に厚生委員会で最終的なものを説明した後、改訂版ということで新たな男女共同参画プランが出来上がるというかたちになります。

【会長】

以上をもちまして、本日の市民懇話会を終了いたします。
ありがとうございました。